

平成 26(2014)年度 国立市行政経営方針

平成 25 年 8 月

国 立 市

平成 26(2014)年度国立市行政経営方針

日本は、人口減少社会に突入したと言われている。また同時に、超高齢社会を急速に迎えている。

このような中、日本全体として衰退社会に向かうのか、それとも成熟社会に向かうのか、まさに岐路に立っていると言える。そして人口減少・超高齢化の影響は、国立市も避けることが出来るものではない。

しかしながら、このような中でも国立市は、文教都市の特質・環境を生かし、子どもも、大人も、お年寄りも、それぞれが生きいきと暮らす活力あふれるまちを目指すべきである。

そのためには、市行政は、市民、事業者、大学をはじめとする、市を取り巻くあらゆる人々と連携し、またその持てる力を結集して住民福祉向上の中心的役割を果たさねばならない。

前述の目標達成のため、ここに、平成 26(2014)年度国立市行政経営方針を定め「365 日 24 時間安心・安全のまちづくり」の具現化に取り組むものとする。

1 国立市の財政状況

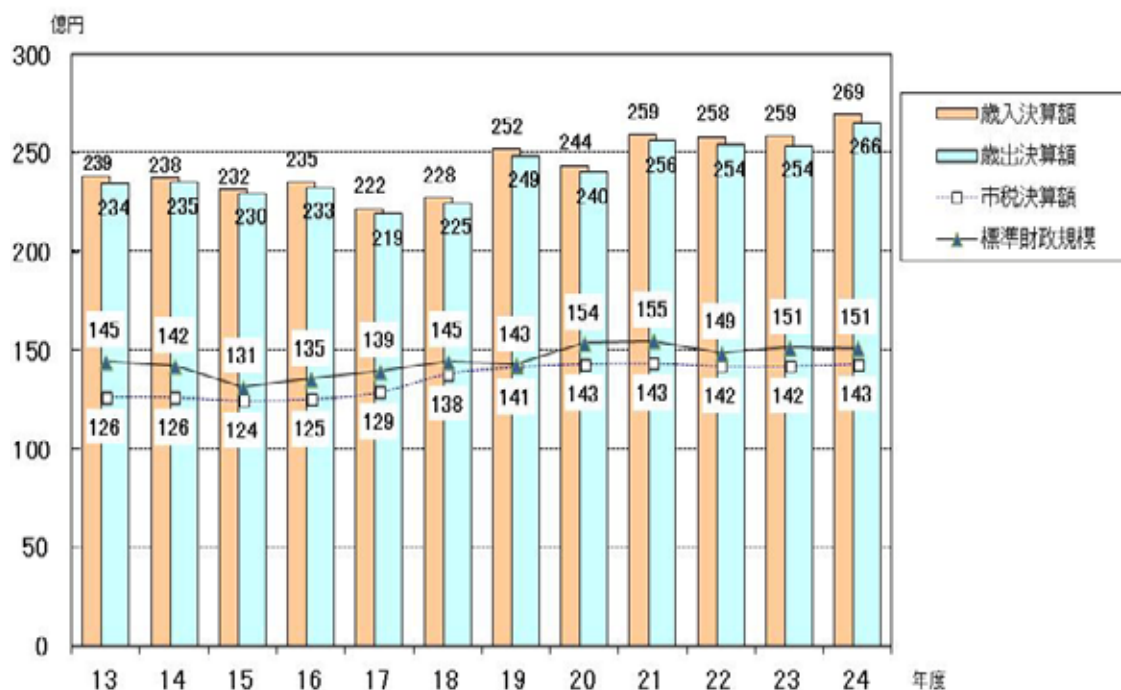
平成 24 年度は、過去最大の 260 億円台の決算となった。繰上償還案件がなかったことにより、地方債の元利償還金が大きく減ったものの、小学校全 8 校のエアコン設置事業、私立保育園耐震改修整備費補助事業などの投資的経費が大きく伸びたこと、多額の寄附等の臨時収入を基金に積み立てたこと、依然として扶助費が伸び続けていることなどにより、歳出決算額は前年度に比べ、1,188 百万円の増加となった。歳入では、年少扶養控除等の廃止に伴う制度変更により、個人市民税の増額と地方特例交付金の減額、普通交付税の減額により、経常一般財源等は微増に止まった。一方で、普通退職者数の増加による人件費増、児童手当制度の変更に伴う一般財源負担増により、経常経費充当一般財源が増加したことから、ここ 2 年減少してきた経常収支比率は 99.8%と再度反転する結果となった。

毎年度向上してきた市税収納率は、過去最高であった前年度をさらに超える水準となった。こうした徴収率向上の努力は財政が維持されている 1 つの要素となっているが、収納率が高くなればなるほど、滞納繰越分の収納額は減少していくという側面も忘れてはならない。

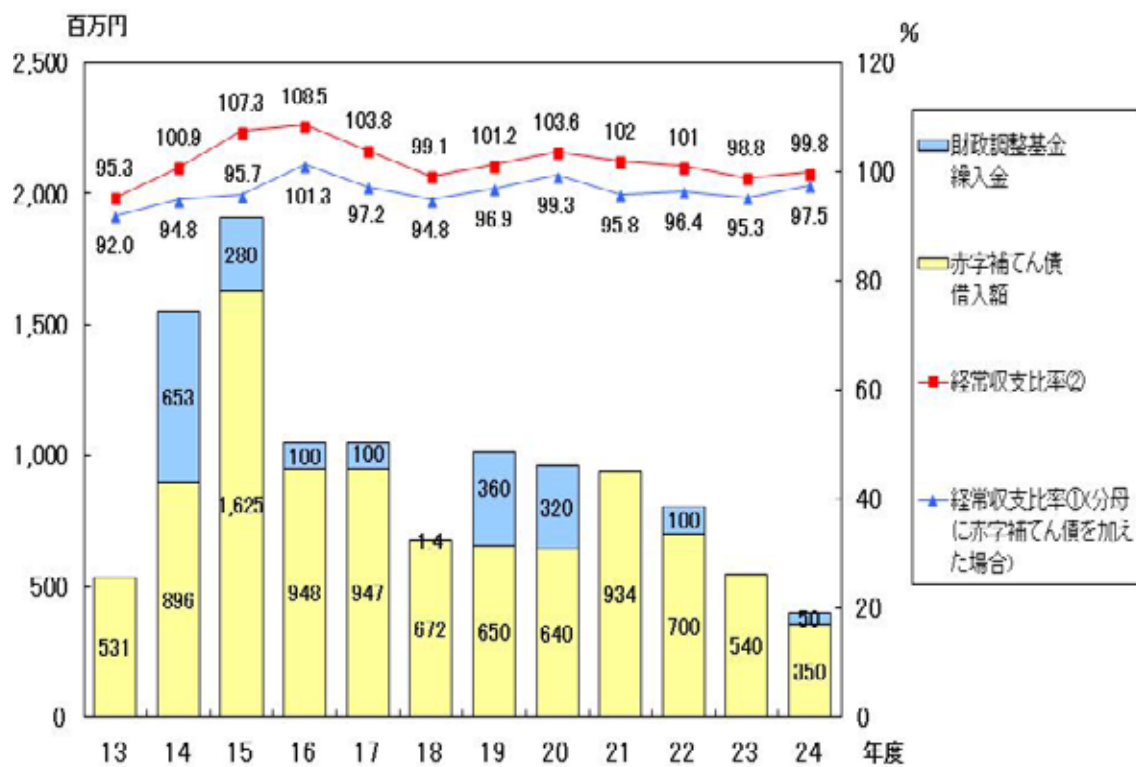
平成 24 年 8 月に提出された財政改革審議会中間答申では、多くの事項が提言され、そのうち、国民健康保険税の税率改定による国民健康保険特別会計赤字繰出額の抑制、資本費平準化債の活用による下水道事業特別会計繰出額の圧縮などを平成 25 年度当初予算編成で取り組んだ。平成 25 年 8 月 21 日には最終答申が提出された。今後この最終答申を尊重し、財政健全化に向けた取り組みを進めていく必要がある。

これまでに計画されてきた、中央線連続立体交差事業に合わせた国立駅周辺まちづくり、庁舎等公の施設の耐震改修工事に取り組む一方で、今後ますます老朽化する施設に対する取り組み、高齢社会の進展に伴う扶助費の負担増への対応を行っていかなくてはならない。そうした状況においても、高齢社会を支える若者・児童に対する積極的な施策を展開していくために、財政の健全化に継続して取り組み、魅力のある市をつくる施策を展開する自治体にしていかなければならない。

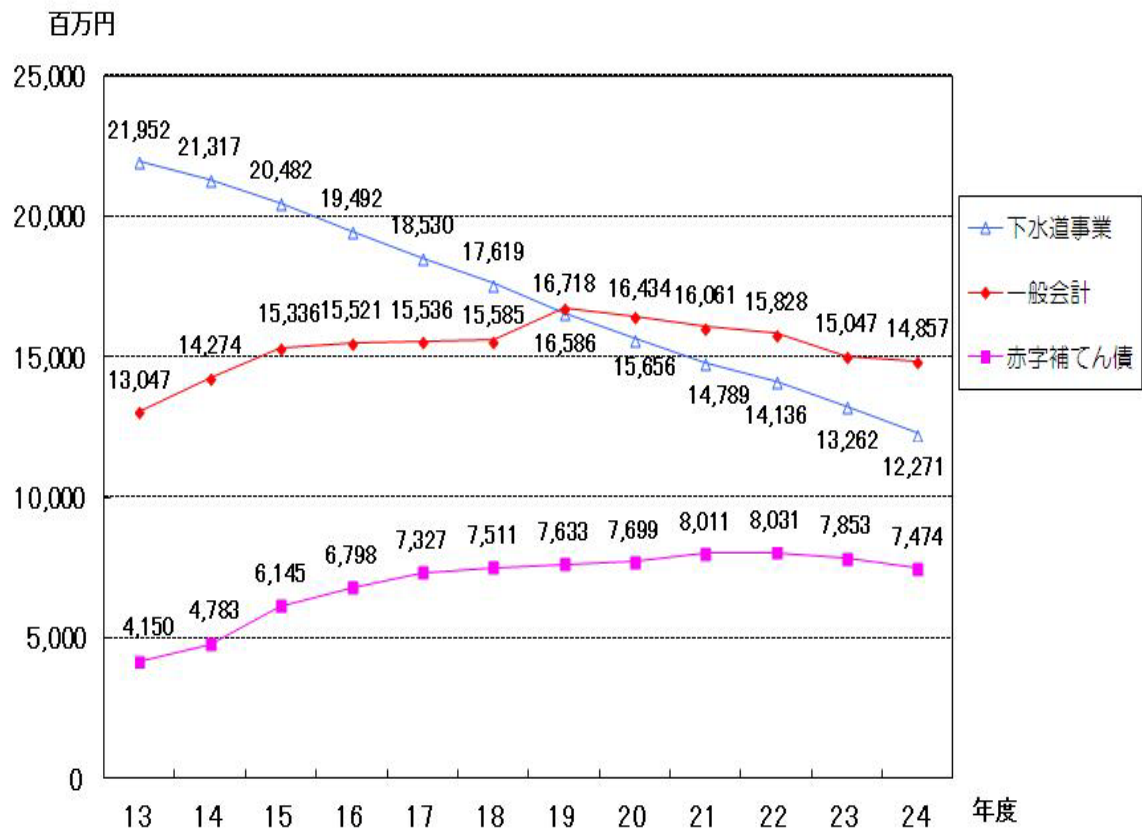
【 図 1 決算額の推移 】



【 図 2 経常収支比率及び財源補てんの推移 】



【 図 3 市債残高の推移 】



2 平成 26（2014）年度行政経営の目標と取り組みの方向

厳しい財政状況の中、積極的な財政健全化への取り組みを継続しつつも、将来の発展や持続可能な住民福祉のために、平成 26 年度も「365 日 24 時間安心・安全のまちづくり」を目標に行政経営に取り組んでいく。

このことから、「365 日 24 時間安心・安全のまちづくり」の実現に向けて着実な歩みを進めるため、行政評価システムを活用し、

国立市民のいのちと健康を守る

国立の子育て・子育てに責任を持つ

国立のまちの景観と賑わいをつくる

法やルールを守り、赤字市政からの脱却を図る

の 4 つの政策を柱として、「平成 26 年度重点施策」を次ページのとおりに位置づけ、決定した。

各施策の担当部課においては、施策の成果向上と、より効果的・効率的な行政運営の実現のため、本方針を踏まえて、予算編成及び実施計画の策定に取り組むとともに事業展開をしていくこととする。

また、「365 日 24 時間安心・安全のまちづくり」を実現するためには、市財政の「弾力性の確保」が必要不可欠であることから、財政上の当面の目標は、赤字地方債に頼らない「収支均衡」と「経常収支比率の改善」とする。

したがって、全職員は、成果の向上を目指して工夫・努力・見直しが必要との認識に立ち、行政評価の結果を踏まえ、行政コストを全体として圧縮していくとともに、歳入増を目指すこととする。

「365日24時間安心・安全のまちづくり」

政策

重点施策

主要事業等

基本計画上の施策

国立市民のいのちと健康を守る

地域包括ケアの推進

在宅療養支援体制の確立
地域保健師活動
助け合いのネットワーク作り
福祉総合相談窓口の設置

高齢者の自立の支援
健康づくりの推進
地域コミュニティの振興
防災対策の推進と危機管理体制の構築

国立の子育て・子育てに責任を持つ

子育て支援サービスの推進

在宅0-2歳児への支援
子ども・子育て新システムへの対応
基金活用策の事業化
特別支援教育の充実と、一貫した支援の確立
学校支援体制の強化

子育てのしやすい環境づくりの推進
義務教育の充実
生涯学習の推進

国立のまちの景観と賑わいをつくる

交通環境の整備・交通バリアフリー
南部の農と自然を守る
景観を守る
文化・芸術のまちづくり

国立駅周辺まちづくり・谷保駅エシレーター
城山地区里山プロジェクト
まちづくり条例・絶対高さ
花と緑のまちづくり・大学通りでのイベント
アートビエンナーレの支援と生涯学習施設の整備

都市農家の推進
都市農家の整備
水とみどりをはぐくむまち
いきいきとした産業のあるまち
後世に引き継ぐまちなみ
文化・芸術活動の充実

法やルールを守り、赤字市政からの脱却を図る

行財政改革
ストックマネジメント
情報システムの再構築

新たな行財政改革プランの実行
行政サービスの拡大（休日開庁等）
公会計制度改革
（仮称）施設活用再編計画の策定
情報システムの再構築

効果的・効率的な行政運営の推進
健全な財政運営
市有財産の管理と有効活用

基盤

自治体・事業者・NPO・市民・大学との連携
情報発信の強化
地域コミュニティの振興
人材育成・有用な人材の登用・人事評価

その他の施策

4 各施策の改革・改善の方向

国立市民のいのちと健康を守る

重点施策	主要事業等	基本計画上の施策
■ 地域包括ケアの推進 ■ 防災対策の推進	1. 在宅療養支援体制の確立 高齢者が病気や介護が必要になっても住み慣れたまちで 24 時間 365 日安心して暮らし続けられる仕組みづくりのため、国立市在宅療養推進連絡協議会において、在宅療養環境の基盤整備について継続した検討を実施していく。 特に、市民参加型の多職種による認知症研修や「国立市認知症の日」、在宅療養ケーススタディ（地域ケア会議）の実施を通して、広く市民啓発を行うとともに、医療ケアや介護ケア、地域支援における課題解決策を検討する。また、認知症の初期に適切な支援に結びつけることを目的とした認知症初期対応事業を強化し、他の事業との連携を図っていく。 2. 地域保健師活動 保健センター等の保健師の活動について、これまでの取り組みに加え、健康づくり及び介護予防を一体的に推進し、トータルでの健康サポートを目指す。 また、地域に密着した保健師像を PR するとともに高齢者宅などに積極的に飛び込んでいけるような訪問活動を新たに展開していく。 3. 助け合いのネットワーク作り 孤立死による痛ましい事故を未然に防止するためには、異常が見受けられる時の市への通報チャンネルを増やしていくことが必要であるため、引き続き市民・事業者への呼びかけ、ライフライン事業者等との連携を進めていく。 また、災害時に一人も見逃さずに避難を行えるよう、災害時要援護者支援事業を継続して推進していくとともに、高齢者が遭いやすい振り込め詐欺やひったくりの被害防止のため、警察、自治会、防犯協会との連携を強化し、情報提供していく。 4. 福祉総合相談窓口の設置 様々な課題がからみ合い相談する場所が分からない人や、制度のはざまにある人の相談に対応していくため、相談支援体制の新たなシステム作りを推進していく。 これにより困難な相談であっても解決に至るまで、担当部署とつなぐまで支援を継続し、ワンストップでの相談支援の実現を目指す。併せて、庁内連携の精度とスピード感の向上及び進行管理のシステム化による漏らさないマネジメント体制の確立を進めていく。	○ 高齢者の自立と支援 ○ 健康づくりの推進 ○ 地域コミュニティの振興 ○ 防災対策の推進と危機管理体制の構築

国立の子育て・子育てに責任を持つ

重点施策	主要事業等	基本計画上の施策
■ 子育て支援サービスの推進 ■ 学校教育の質的向上 ■ 若者育成支援	1. 在宅 0-2 歳児への支援 在宅で 0～2 歳児を育てる保護者と行政が連携し、子育てに関する不安や負担の軽減を図るなどの支援施策を充実させていくことで、子どもを持つ保護者がそれぞれ自立し、地域の中での子育てを支援する。また、子どもにとっても、心身ともに健やかに育つことのできる環境を整備していく。 2. 子ども・子育て新システムへの対応 子ども・子育て関連 3 法の成立を受け、平成 27（2015）年度より実施される「子ども・子育て支援新制度」について、詳細なニーズ調査の結果や地方版子ども・子育て会議等の内容を踏まえ、より良い子育て支援体制の構築を目指す。 3. 基金活用策の事業化 国立市青少年海外派遣基金及び国立市 RH グローバル人材育成基金について、基金活用検討委員会の報告を踏まえ、両基金ともに早期に事業化し、もって若者の育成を支援していく。 4. 特別支援教育の充実と、一貫した支援の確立 しょうがいのある児童・生徒がそれぞれの教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育を受けることができるよう、特別支援学級や通級指導学級等における指導の質的向上及び通常学級における支援体制を一層充実させるために、インクルーシブ教育システムを構築していく。 また、平成 25（2013）年度に開始した発達支援室による療育事業と、小中学校との連携を強化し、幼児期からの一貫した支援体制を確立する。 5. 学校支援体制の強化 多様化・複雑化する今日的な教育課題に対応し、保護者・地域の期待に応えるために、子どもたちの学力・体力のさらなる向上と豊かな心を育てる教育活動や学校運営を支援する人員を適切に配置していく。	○ 子育て・子育てのしやすい環境づくりの推進 ○ 義務教育の充実 ○ 生涯学習の推進

国立のまちの景観と賑わいをつくる

重点施策	主要事業等	基本計画上の施策
■ 交通環境の整備・バリアフリー ■ 南部の農と自然を守る ■ 景観を守る ■ 文化・芸術のまちづくり	1. 国立駅周辺まちづくり・谷保駅エレベーター 平成 25 (2013) 年度で中央線連続立体交差事業が終了し、平成 26 (2014) 年度は、国立駅周辺まちづくりがいよいよ本格化する。魅力ある駅づくりのための三角屋根整備、中央線の高架下や南口公共施設等用地の利活用、交通体系の整備など、国立駅周辺の賑わいと活力の創出のために知恵を出し合って事業を推進していく。 JR 谷保駅のバリアフリー化については、エレベーターの設置に向けて事業を展開しているところであり、引き続き関係機関と密に協議を行い、早期完成を目指して取り組んでいく。 2. 城山地区里山プロジェクト 東京都の歴史環境保全地域に指定されている城山を中心に、古民家や湧水・用水など南部地域の魅力を最大限に活かし、プレーパークや子どもの居場所づくり、農や自然に触れ合う貴重な体験の場など里山として整備、活用する城山の里山づくりを推進し、様々な人々が集う里山コミュニティの形成を進めていく。 3. まちづくり条例・絶対高さ 国立の景観を守り、紛争のないまちづくりを推進するため、絶対高さ高度地区の導入を検討するとともに、まちづくりの基本事項や開発事業の基準等を定めるまちづくり条例の制定を目指す。 4. 花と緑のまちづくり・大学通りでのイベント 花と緑のまちづくりを進めるための組織「花と緑のまちづくり協議会」を中心とした市民との協働により、大学通りの緑地帯の花壇づくり、コミュニティガーデンづくり、国立駅オオカンザクラ育苗事業を実施していく。 また、国立を代表する大学通りを活用したイベントを展開することにより、まちの賑わい創出に取り組んでいく。 5. アートビエンナーレの支援と生涯学習施設の整備 文化・芸術を通して、まちの魅力や独自性、質的な価値を高め、賑わいのあるまちづくりを創造していく。そのために、彫刻家の優秀作品を街角や公園等に設置する「野外彫刻展」を始め、街なかで音楽や絵画等の芸術イベントも行う「くにたちアートビエンナーレ」を、実施主体のくにたち文化・スポーツ振興財団を支援する形で推進する。 また、市民の体育・文化活動の拠点であるくにたち市民総合体育館とくにたち中央図書館の耐震化を実施することで、より一層、市民の自発的な体育・文化活動を支援する態勢を整える。	○ 都市基盤の整備 ○ 都市農業の推進 ○ 水とみどりをはぐくむまち ○ 後世に引き継ぐまちなみ ○ いきいきとした産業のあるまち ○ 文化・芸術活動の充実

法やルールを守り、赤字市政からの脱却を図る

重点施策	主要事業等	基本計画上の施策
■ 行財政改革 ■ スtockマネジメント ■ 情報システムの再構築	1. 新たな行財政改革プランの実行 国立市財政改革審議会からの最終答申を踏まえて平成 25（2013）年度に策定する予定の新たな行財政改革プランに基づき、行財政改革を着実に実行するとともに、条例化による財政規律の確保について検討を行っていく。 2. 行政サービスの拡大（休日開庁等） 多種多様化してきている市民ニーズに柔軟に対応していくために、休日開庁やワンストップサービスの導入実現にむけて積極的に取り組んでいく。もって、市民への利便性・満足度の向上を図る。 3. 公会計制度改革 地方公会計制度改革に積極的に取り組んでいくため、平成 25（2013）年度に地方公会計制度改革推進本部を設置した。その下部組織として設置した地方公会計制度改革検討委員会及び検討部会において引続き議論を深め、公会計に関する市の方向性や具体的な方策について明確にしていく。 4.（仮称）施設活用再編計画の策定 平成 25（2013）年 3 月に策定した「国立市公共施設マネジメント基本方針」に基づき、施設のあり方について検討を進め、（仮称）施設活用再編計画の策定に取り組んでいく。 5. 情報システムの再構築 市の IT システム全体を再構築する時期に来ており、社会保障・税の共通番号制度をはじめとした大規模な法改正が将来的に予想される。これに迅速・的確に対処し、かつ番号制度導入にも対応できる将来性のあるシステムに再構築するため、組織全体としてシステム構築に向けて取り組んでいく。	○ 効果的・効率的な行政運営の推進 ○ 健全な財政運営 ○ 市有財産の管理と有効活用

4 つの政策を支える基盤

重点施策

1. 自治体・事業者・NPO・市民・大学との連携

市内には様々な知識や技術があふれており、企業、NPO、大学、各種団体、市民など様々な主体と積極的に連携を深め、豊かな創造力を持って各事業に取り組んでいく。例えば、大学との包括連携協定の締結を契機とした交流活動や民間の研究機関、金融機関等との連携を通して、人材や知的財産などの社会資源を活かした事業を検討していく。

2. 地域コミュニティの振興

少子高齢化が進むとともに、生活様式や家族構成の変化による人と人とのつながりが希薄化しているなかで、高齢者の孤立死などの社会的な問題が発生している。

こうした地域の課題に対応するため、例えば、自治会と市をつなぐパイプ役となる地域担当制の導入により、行政と地域との連携を強化していく。

また、定年退職を迎えた方がこれまでに培った知識や経験を地域で活かすなど、地域の相互扶助による助け合いの力を向上させることにより、自立した地域コミュニティの振興を図っていく。

3. 情報発信の強化

状況に応じた効果的な媒体と手法により、市民が真に必要なとする市政情報を的確に伝えていく。また、さまざまな手法を用い、行政に限らない国立市が持っている魅力や資源を外部に向かって積極的に発信することで、市をPRしていく。

4. 人材育成・有用な人材の登用・人事評価

限られた人材で多様化・高度化する市民のニーズに対応するためには、効率的・効果的な行政運営を推進し、市民からより信頼される職員となる必要がある。そのために、「自ら考え、市民とともに積極的に行動していく職員」像を目指し、考え抜く力、連携する力、行動する力を備えた人材を育成するとともに、他自治体との交流や民間企業等への派遣研修により、高度な専門知識と広い視野を持った人材を育成する。さらには、高度な専門知識を備えた多様な人材を登用することにより施策を推進していく。

また、人事評価の精度の向上とともに、平成 25(2013)年度に検討を進めている処遇反映(評価結果を昇給や勤勉手当に反映する仕組み)について、一部試行実施を図っていく。

5 平成 26(2014)年度～平成 28(2016)年度実施計画の策定について

(1) 策定の目的

実施計画は、行財政の均衡と事業の優先度等を精査した具体的な行財政計画である。
(平成 25 年)市長施政方針及び本行政経営方針に掲げる「365 日 24 時間安心・安全のまちづくり」を実現することを目的とし、健全な財政運営と効果的・効率的な行政運営に資するために策定する。

(2) 実施計画の計画期間

平成 26(2014)年度から平成 28(2016)年度までの 3 か年とする。

(3) 実施計画の基本的考え方

計画事業を年度別に示すとともに、これを裏付ける財政計画を明らかにし、事業の具体化に向けた施策についても十分配慮した計画とする。

毎年度の実績及び社会経済環境の変化に弾力的に対応していくため、ローリング方式を採用することを前提とした計画とする。

経常事務事業と政策的事業とを一体化した行財政の全体計画とし、予算編成のベースとなる計画とする。

今後策定する長期財政収支見通しと整合が図られた計画とする。

3 か年の計画期間に優先的に行うべき事業を厳しく精査した計画とする。

(4) 計画事業の見積もりの考え方

下記の事業について見積もること。

ア．本行政経営方針における各重点施策の主要事業として掲げる事業

イ．本行政経営方針における各重点施策の推進に資する事業

ウ．前実施計画で採択されている計画事業のうち、社会・経済環境の変化を的確に把握・再検討した中で、確実に成果が向上する事業

エ．その他、真に必要な政策性のある事業

計画事業が方針に沿った事業であるかどうか確認するとともに、事業目的を効果的・効率的に達成できる方法となるよう検討すること。また、費用(コスト)対効果(サービス)の十分な検討を行うこと。特にコストについては、中長期的な視野に立ち、事業全体コストを明らかにする中で、それに見合う効果が得られるかどうか十分検討したうえで見積もりを行うこと。

財政状況のひっ迫が見込まれるため、前実施計画で採択されている計画事業であっても、財源措置できない場合には、実施時期の繰り延べ等を行うことがある。

計画年次を検討する際、その年度に着手・実施しなければならない理由を明らかにしたうえで見積もりを行うこと。また、実施計画の計画期間を超えて事業を継続する場合は、その終期を明らかにするとともに、実施期間の終期までの各年度の事業費及び事業効果を含む全体計画を明らかにしたうえで見積りを行うこと。

第2次基本計画で明記した人口フレームを念頭に見積りを行うこと。

上記のほか、効果的・効率的な行政運営と財政健全化を実現するため次の点に留意すること。

ア．行政評価を活用した事務事業の改革・改善を進めるとともに、事務事業の廃止及び統合についても積極的に検討すること。

イ．行政、市民、NPO等の役割分担を確認するとともに、人材を含め地域資源を最大限活用すること。

ウ．受益と負担の均衡に配慮すること。

エ．市税収入をはじめとした自主財源及び事業の特定財源の確保について、最大限の努力をすること。